

審査事務規程の一部改正に関するパブリックコメントの募集結果について
 ― 再入場の制限に係る審査事務規程の一部改正 ―

平成20年6月30日
 〈 問い合わせ先 〉
 自動車検査法人
 業務部業務課
 TEL : 03-5363-3519

標記について、平成20年5月20日から6月19日までの間、ご意見を募集したところ、45通（項目数50件）のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれらに対する当法人の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は、適宜整理集約して掲載しております。

また、今回の意見募集では、募集範囲以外のご意見も寄せられました。個々の回答はいたしません、今後の業務の参考とさせていただきます。

今回、ご意見をお寄せいただいた方々のご協力に御礼申し上げます。

□ 寄せられたご意見の概要及び自動車検査法人の考え方は次のとおりです。

ご意見の概要	自動車検査法人の考え方
再入場回数の制限について、「賛同する」等、肯定的なご意見。（9件）	今後とも、人と地球にやさしい車社会の実現をめざし、安全確保と公害防止のため、厳正で公正な検査を実施してまいります。
再入場回数の制限について、「反対する」、「改正の理由が不明確」等、否定的なご意見。（20件）	今般の改正は、不適合箇所の整備等を十分に行わずに再入場を繰り返す一部の受検者が存在し、これらの車両による検査車両数の増加を招き効率的な業務運営を阻害していることから、この実態等を踏まえ、受検機会と費用負担の公平性を確保するとともに、業務運営の効率化を図るため、検査コースへの再入場回数の制限を導入することとしたものです。 なお、この改正は、1日あたりの申請回数を制限するものではなく、当日中

	に国の窓口で限定自動車検査証の交付を受けること等により、再申請して受検することが可能です。
再入場回数について、「2回では少なすぎる3回以上が必要」、「黒煙測定、ヘッドライト審査等では回数を考慮すべき」等、回数の緩和に関するご意見。(8件)	再入場車両の大多数が2回までに合格しているため、再入場を2回(初回入場を含めて3回)にしました。
再入場回数のカウントについて、「車軸自動昇降装置付き車両が車軸上昇時及び下降時の重量を測定するためにコースに入り直した場合はカウントしないで欲しい」等、カウント方法に関するご意見。(2件)	回数のカウントについては、不適合箇所の保安基準適合性確認のために入場した回数としております。従って、新規検査等で車軸自動昇降装置付き車両等が重量測定のために検査コースに入り直した場合、又は継続検査で重量、寸法等の同一性確認のために検査コースに入り直した場合は、合わせて1回としております。
導入時期について、「検査機器のコース間の判定誤差を解消してから導入すべき」等、導入時期の再考を求めるご意見。(3件)	検査機器については、日頃の保守管理や定期校正により、鋭意その精度の確保に努めています。また、自動車の新技術等に対応し、検査機器の改善並びに審査方法及び審査基準等の検討も併せて行っており、平成20年2月にはヘッドライトテスト及びブレーキテストの判定値を見直したところです。
導入時期について、「早く実施すべき」等、早期導入を求めるご意見。(2件)	導入にあたっては、ホームページ、ポスター、チラシ等により受検者等への広報活動を展開し、9月1日から導入することとしています。
「再検査手数料を割安にする」、「並ばずに受検できる」等、優遇措置を求めるご意見。(3件)	再入場回数の制限内に検査に合格しない場合には、国の窓口において限定自動車検査証の交付を受け、これを提出して再申請することにより、小型自動車の継続検査の場合、1,700円が1,300円となります。
ユーザー車検に限定して適用すべき	再入場回数の制限は、公平性の確保の

ではないか。(1件)	観点から、検査場で受検される車両の全てを対象としました。
再検項目によって、再入場回数を設定して欲しい。(1件)	検査項目によって回数の制限を変えることは、審査の混乱を生じかねないことから、確実にカウントできる検査コースへの入場回数によることとしました。
日を超えても一度の手続きで2回ラインを通れるようにすべきである。(1件)	検査法人の審査は、国からの審査依頼があった日に審査を実施し、当日にその結果を通知することを原則としております。また、再入場は、当日の審査時間内に限り、不適合箇所の保安基準適合性確認のための検査コースへの入場を認めるものであって、翌日以降に審査を繰り延べするものではありません。 従って、再入場回数の限度内であっても、審査当日に適合とならない場合には、不適合として国へ通知することとなります。

※()内の数字は、同様なお意見の件数を記載しており、1個人のご意見に複数の内容がある場合には、それぞれの項目にカウントしています。